

財 計 第 2889 号
平成 27 年 9 月 30 日
財 計 第 838 号
改正 令和 4 年 3 月 3 日
財 計 第 1114 号
改正 令和 5 年 3 月 10 日
財 計 第 819 号
改正 令和 7 年 2 月 27 日

国家公務員共済組合連合会

理 事 長 殿

財 務 大 臣 麻 生 太 郎

国家公務員共済組合連合会における財政調整について

表記について、下記のとおり定め、平成 27 年 10 月 1 日から適用することとしたので、
通知する。

記

1 国の厚生年金保険給付等に係る収入について

- (1) 国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号。以下「令」という。）第 27 条に規定する厚生年金保険給付に要する費用及び当該厚生年金保険給付の事務に要する費用に係る収入は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年大蔵省令第 54 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項第 2 号に規定する厚生年金保険経理（以下「厚生年金保険経理」という。）の損益計算書の収益の部の額とする。
- (2) 令第 27 条に規定する財務大臣が定めるものは、厚生年金保険経理の損益計算書の収益の部における当期損失金の額とする。

2 国の厚生年金保険給付費等に係る支出について

- (1) 令第 27 条の 2 に規定する厚生年金保険給付に要する費用及び当該厚生年金保険給付の事務に要する費用に係る支出は、厚生年金保険経理の損益計算書の費用の部の額とする。
- (2) 令第 27 条の 2 に規定する財務大臣が定めるものは、厚生年金保険経理の損益計算書の費用の部における当期利益金及び国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下「法」という。）第 102 条の 3 第 1 項第 1 号に係る財政調整拠出金の合計額とする。

3 財政調整拠出金の拠出について

- (1) 規則第 121 条第 1 項及び第 2 項に規定する財務大臣が別に定める日は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）第 78 条第 4 項に規定する支給期月（以下「支給期月」という。）毎における当該支給期月の 5 日（休日である場合は直前の営業日）とする。
- (2) 令第 28 条第 1 項に規定する国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額については、支給期月毎に当該支給期月に拠出すべき額を計算するものとする。
- (3) 国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が、令第 28 条第 2 項の規定による拠出又は同条第 3 項の規定による還付を行う場合は、当該拠出又は還付を行う年度の 10 月に行うものとする。
- (4) 令第 28 条第 4 項の規定において準用する同条第 1 項に規定する国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額については、支給期月毎に当該支給期月に拠出すべき額を計算するものとする。
- (5) 連合会が、令第 28 条第 4 項の規定において準用する同条第 2 項の規定による拠出又は同条第 3 項の規定による還付を行う場合は、当該拠出又は当該還付を行う年度の 10 月に行うものとする。ただし、これにより難しい場合、地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）と協議の上、支給期月のうち拠出又は還付を行う月を調整し、当該支給期月に拠出又は還付すべき額を計算できるものとする。
- (6) 令第 28 条第 4 項に規定する国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額については、法第 99 条第 1 項柱書後段の規定に基づく再計算を行う場合に、当該再計算から次の同項柱書後段の規定に基づく再計算までの間の各年度における額を計算するものとする。

4 地共済連合会からの財政調整拠出金の受入れについて

- (1) 連合会は、地共済連合会が地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「地共済令」という。）第 30 条の 6 第 1 項に規定する地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額を拠出する事業年度の前年度の 2 月 20 日（休日である場合は直前の営業日）までに当該概算財政調整拠出金の額を見込み、地共済連合会へ報告するものとする。
- (2) 連合会は、法第 75 条の 2 第 4 項に規定する支給期月（以下「国の支給期月」という。）毎に、年金である給付を支給する日の 4 週間前の日（休日である場合は直前の営業日）までに当該年金である給付を支給する日に係る地共済令第 30 条の 6 第 1 項に規定する地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額の拠出を地共済連合会に申請するものとする。
- (3) 連合会は、地共済法第 116 条の 3 第 1 項（第 4 号を除く）に規定する財政調整拠出金の額が地共済令第 30 条の 6 第 1 項に規定する地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額を上回ることが見込まれる場合には、地共済連合会に対して当該地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額の変更を申請することができる。この場合に

において、連合会は、当該上回ることが見込まれた日の 8 週間後の日が属する月後の最初の国の支給期月における年金である給付を支給する日の 8 週間前の日（休日である場合は直前の営業日）までに、地共済連合会に申請するものとする。

(4) 連合会は、国の支給期月における年金である給付を支給する日の 4 週間前の日（休日である場合は直前の営業日）までに当該年金である給付を支給する日に係る地共済令第 30 条の 6 第 4 項の規定において準用する同条第 1 項に規定する地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額の拠出を地共済連合会に申請するものとする。

(5) 連合会は、地共済法第 116 条の 3 第 1 項（第 1 号から第 3 号までを除く。）に規定する財政調整拠出金の額が地共済令第 30 条の 6 第 4 項の規定において準用する同条第 1 項に規定する地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額を上回ることが見込まれる場合には、地共済連合会に対して当該地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額の変更を申請することができる。この場合において、連合会は、当該上回ることが見込まれた日の 8 週間後の日が属する月後の最初の国の支給期月における年金である給付を支給する日の 8 週間前の日（休日である場合は直前の営業日）までに、地共済連合会に申請するものとする。

5 国の経過的長期給付に係る収入について

(1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 345 号。以下「経過措置令」という。）第 146 条に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「国の組合の経過的長期給付」という。）に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る収入とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成 27 年財務省令第 74 号）第 4 条の規定により読み替えられた規則第 6 条第 1 項第 2 号の 3 に規定する経過的長期経理（以下「経過的長期経理」という。）の損益計算書の収益の部の額とする。

(2) 経過措置令第 146 条に規定する財務大臣が定めるものは、経過的長期経理の損益計算書の収益の部における当期損失金の額とする。

6 国の経過的長期給付に係る支出について

(1) 国の組合の経過的長期給付に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出は、経過的長期経理の損益計算書の費用の部の額及び経過措置令第 148 条の規定において準用する令第 28 条第 3 項本文の規定により地共済連合会に還付する額の合計額とすること。

(2) 経過措置令第 147 条に規定する財務大臣が定めるものは、経過的長期経理の損益計算書の費用の部における当期利益金の額とする。

7 地共済連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金の拠出について

前記 3(1)から(3)までの規定は、連合会が、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 50 条第 1 項の規定に基づく拠出金を地共済連合会に拠出する場合について準用する。

8 地共済連合会からの経過的長期給付に係る拠出金の受入れについて

前記 4(1)から(3)までの規定は、連合会が、一元化法附則第 76 条に規定する地共済連合会からの経過的長期給付に係る拠出金の拠出を受け入れる場合について準用する。

9 国の組合の経過的長期給付に係る財政状況の財務大臣への報告について

連合会は、一元化法附則第 86 条の 2 に規定する検討に資するために、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 2 条の 4 に規定する財政の現況及び見通しが作成されたときは、国の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しを作成し、財務大臣に報告することとする。なお、当該国の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しについては、地方公務員共済に係るものと合算して作成するものとする。

附 則

1 平成 27 年度において、連合会が地共済法第 116 条の 2 に規定する財政調整拠出金を受け入れる場合においては、前記 4(1)中「前年度の 2 月 20 日（休日である場合は直前の営業日）」とあるのは「10 月 1 日」と、前記 4(2)中「4 週間前の日（休日である場合は直前の営業日）」とあるのは「4 週間前の日と 10 月 1 日とのいずれか後の日（休日である場合は直前の営業日）」と、前記 4(3)中「8 週間前の日（休日である場合は直前の営業日）」とあるのは「8 週間前の日と 10 月 1 日とのいずれか後の日（休日である場合は直前の営業日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前記 1 は、前記 8 において前記 4(1)から(3)までの規定を準用する場合についても適用する。

3 法第 99 条第 1 項柱書後段の規定に基づく再計算を初めて行うまでの間における令第 28 条第 4 項に規定する国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額については、前記 3(6)の規定にかかわらず、平成 30 年度までの間の各年度における額を計算するものとする。